

令和5年度

第5回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 5 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 5 年 8 月 17 日 (木) 午前 2 時 15 分から午後 4 時 00 分

2 開催場所 ペガサート 6 階 プレゼンテーションルーム

3 出席委員 (17 人)

会長 14 番 徳田 雅亮

会長職務代理者 (副会長) 12 番 鈴木 茂樹

委員 1 番 赤堀 岳子 3 番 内野 清己 4 番 海野 光祥

5 番 遠藤 公夫 6 番 大石 泰子 7 番 大塚 師輝

8 番 小笠原 悟 9 番 勝谷ふみ代 10 番 小村 寿文

13 番 塚本 剛弘 15 番 深井 暁美 16 番 堀場 正明

17 番 美尾 明 18 番 望月 均 19 番 森田 早苗

4 欠席委員 2 番 天野 清晴、11 番 佐藤 操

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 56 号) 附則第 5 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

~~議案第 31 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について (審議保留)~~

議案第 32 号 非農地証明申請について

議案第 33 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請について

議案第 34 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 雅弘、次長 遠藤 能久、次長補佐兼農政係長 長谷川 雅彦、  
副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主任主事 奥津 史郎、  
農地係長 丸山 美咲、主査 大塚 透、主査 徳田 英臣、主任主事 前島 絵美、  
主任主事 戸塚 絵美

## 7 会議の概要

議長 ただいまから令和5年度第5回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、2番 天野委員、11番 佐藤委員から欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

16番 堀場委員、17番 美尾委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第27号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第27号朗読】**

計画案は2ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

農地利用課 それでは、本日の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。令和5年8月23日に公告を予定している農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるため、ご審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画案は2ページにありますとおりで、農地中間管理事業の貸借契約1件、面積は432㎡です。集積計画書の表ですが、左側から、整理番号、地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、経営面積、農業従事者数、契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄は、中間管理機構での貸借が新規か更新かになりますが、今回は受け手が交代する新たな貸借契約のため、新規としてあります。また、別添の資料1として、貸借年数との面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類と面積を記載し

ています。以上が農地中間管理事業の貸借の説明となります。簡単ではございますが、これを持ちまして、農地利用集積計画案の説明とさせていただきます。

議 長 次に、ただいまの説明に関し、事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 ただいま説明のありました農地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 27 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 27 号について、原案のとおり決定してもよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 27 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 28 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 28 号朗読】**

申請は 4 ページ、5 ページに記載のとおり 15 件でございます。

議 長 それでは、議案第 28 号について、地区審査会を行いました各班から担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1 班です。整理番号 53 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り渡し人は、当該農地を管理する相続財産管理人です。当該農地は土地改良区内にありますが、所有者死亡により所有者不明農地となっていました。そのため新たな所有者を探していたところ、他にも改良区内に農地を持つ譲り受け人と話がまとまり、申請に及びました。当該農地は土地改良区内となっているため、所有権移転後集積され、造成工事が実施されます。整理番号 54 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り渡し人は、高齢となり農地の管理が困難となり譲り渡し先を探していたところ、農地所有適格法人である譲り受け人と話がまとまり申請に及んだものです。なお、当該法人は、農地所有適格法人の要件を具備していることを確認しております。整理番号 55 番、56 番は関連しますので、まとめて説明させていただきます。どちらも駿河区の案件です。現況は普通畑で交換による所有権移転の申請です。これまで、当該農地は姉弟での共有となっていました。分筆し、それぞれを単独所有に切り替えるため申請に及びました。整理番号 57 番、清水区の案件です。内容は記載の

とおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り渡し人は、耕作ができなくなった当該農地の耕作を、もともと農業に興味を持っていた譲り受け人に依頼していました。今回、譲り受け人が主体となって耕作を行うこととなったため、申請に及んだものです。譲り受け人は兼業農家となります。新規就農となるため計画書が提出されていますが、販売は無人販売のみで、ほとんどは会社の従業員に配るなどの自家消費のために栽培を行います。作付け作物はみかん等の果実、ジャガイモ等の野菜を予定しています。今後、収穫量が安定していけば、出荷や規模拡大、法人化についても検討していく予定です。

9番 　　ただいま職員から説明がありました整理番号 53 番から 56 番につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。整理番号 57 番につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

申請者は、警備会社の会長をしていますが、閑散期があり、その期間を有効に使いたいと考え、農業に興味を持つようになったそうです。この会社は、平成 25 年に静岡県が実施している一社一村運動の認定を受け、葵区山間部の茶畑の耕作を継続して行っています。また、申請人の実家は農機具屋であったため、地元農家の方とは交流があり、耕作について指導を受けているとのこと。今回の申請地で耕作する作物はみかん、ブルーベリー、金柑等の果実やじゃがいも、ケールなどの野菜を耕作します。収穫した作物のほとんどは会社の従業員に配るなどして、自家消費しますが、一部は無人販売や会社の用品を卸している店舗に置いてもらい販売を行います。申請人に加え、会社の従業員が交代で耕作に従事するとのこと。会社の福利厚生のひとつとして農業を取り入れていき、収穫が安定してきた際には、規模拡大や法人化も検討し、業務の 1 つとしていければとの展望もあるそうです。以上のことから、整理番号 57 番についても、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 　　2 班です。整理番号 58 番清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は隣接する農地を耕作しており、規模拡大したく、譲り渡し人は要望に応ずるとのことです。整理番号 59 番清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は隣接する農地を耕作しており、規模拡大したく、譲り渡し人は要望に応ずるとのことです。

8番 　　以上、職員から説明ありました 2 件につきまして、2 班としては許可相当と判断

いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

3班です。整理番号60番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、所有者は、相続により農地を取得しましたが、耕作継続が困難になったため、引き継いでくれる人を探していたところ、申請者と話がまとまり申請に及びました。申請者は、近隣で営農しており、耕作計画書も提出されております。整理番号61番、62番は、関連する案件のため、合わせて説明いたします。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。贈与による所有権移転の申請です。所有者は、経営規模縮小により引き継いでくれる人を探しており、申請地を10年以上前から手伝っていた申請者2名と当該農地を2筆に分筆したうえで、各々に贈与することで話がまとまり、申請に及びました。今後は、きゅうり、トマト等、季節の野菜、ブドウ等を作付けする予定で、耕作計画書も提出されております。整理番号63番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権移転の申請です。所有者は、経営規模縮小により引き継いでくれる人を探しており、申請地を10年以上前から手伝っていた申請者と話がまとまり、申請に及びました。今後は、きゅうり、ネギ、等季節の野菜を作付けする予定で、耕作計画書も提出されております。

事務局

整理番号64番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、申請人は申請地を2分の1ずつ所有しています。譲り渡し人は県外に住んでおり、耕作ができないため、自分の持ち分を譲り受け人に渡すため、申請に及んだものです。整理番号65番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は宅地を購入し、隣地にある当該農地で自家消費分の野菜を耕作するため、譲り渡し人は、要望に応えるということで申請に及びました。耕作計画書の提出もされております。整理番号66番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人と譲り渡し人は兄弟で、親が所有している時から譲り受け人が自家消費分の耕作をしており、譲り受け人が今後も耕作することを希望しているため、申請に及んだものです。耕作計画書の提出もされております。整理番号67番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は隣地にて耕作をしており、今後の経営規模拡

大のため、譲り渡し人と話がまとまり申請に及びました。

1 番 以上、職員から説明がありました8件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

18 番 63番ですが、譲り受け人は91歳と高齢で、新規での申請ですが、問題なく耕作できるのでしょうか。

事 務 局 申請者は確かに高齢ですが、耕作は同居する息子さんと一緒に行います。息子さんの年齢は65歳で、申請地のすぐ横にお二人が住む自宅があります。

7 番 一般的な質問になるのですが、今回、新規での申請や、兼業農家での申請が見受けられます。例えばこれが、競売物件の農地だった場合、買受適格証明を出すことになると思うのですが、その条件はどのようになりますか。

事 務 局 競売にかけられた農地を、農地として取得したいと入札をする際には、買受適格証明の提出が必要となります。買受適格証明の発行には農地法3条と同じような形で、総会で審議をお願いいたします。それによって買受適格証明を交付された方が入札を行います。入札後、落札者が改めて農地法3条の申請を行います。

7 番 どの案件についても総会にかかるということによろしいでしょうか。

事 務 局 3条、5条いずれの買受適格証明申請についても総会にかけられます。審議の内容につきましては、通常の3条、5条と同様となりますので、いままでは下限面積を満たしていないものについては交付していなかったものが、今年度からは耕作計画等を審議した上で、適切と判断されれば、買受適格証明を交付することは可能となります。

7 番 農家創設についてですが、面積が大きければ農家創設となるのでしょうか。面積基準などを教えてください。

事 務 局 初めて農地を耕作される方の申請について、申請面積が1,000㎡以上の案件については農家創設と議案書に記載しています。現状、このような線引きとしていますが、実際には新規で農地を持たれる方が、営農をしていくのか、自家消費のため耕作していくのかという点については、場所や作目によって、それぞれの案件で異なるため、申請者からの話を聞き、それぞれの内容で判断しています。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、議案第28号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 28 号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 29 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 29 号朗読】**

申請は 7 ページに記載のとおり 1 件でございます。

議 長 それでは、地区審査会を行いました 2 班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号 4 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、普通畑で駐車場として使用するための許可申請です。申請事由ですが、申請人は建設業を営んでおり、現在、建設重機、資材を分散して保管しておりますが、これらを集約管理したいため申請に及びました、農地区分は第 3 種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われま。

8 番 ただいま職員から説明がありました 1 件につきましては、2 班としては許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第 29 号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 29 号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 30 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 30 号朗読】**

申請は 9 ページに記載のとおり 3 件でございます。

議 長 それでは、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 2 班です。整理番号 26 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借権の設定です。申請事由ですが、譲り受け人は、現在アパートに居住しているが、生活環境向上のため、自己住宅を建設したく建築用地を探していたところ、父から承諾を得たためであります。農地区分は第 1 種農地で不許可



の例外にじみだしと判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題無く代替性も検討され転用面積も適当と思われます。整理番号 27 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借権の設定です。申請事由ですが、譲り受け人は、現在借家に居住しているが、子供が生まれ手狭になり、また清水区内に勤務地があり、祖母所有の申請地を借り住宅を建築したいためであります。農地区分は第 3 種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。

8 番 　　ただいま職員から説明がありました 1 件につきましては、2 班としては許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 　　整理番号 6 7 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在申請者は県外に住んでおり、実家の隣地に自己用分家住宅を建てたいと考え、申請に及んだものです。農地区分は、第 1 種農地と判断され、不許可の例外のにじみだしに該当します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

1 番 　　ただいま職員から説明がありました 1 件につきましては、3 班としては許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 　　これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願ひします。

7 番 　　28 番について確認したいのですが、分家ということですが、分家住宅は農家でなくても建てられるのでしょうか。

事務局 　　分家住宅の申請は必ずしも農家である必要はありません。具体的には開発指導課で確認をしていただき、そちらで開発許可が得られれば建築可能となります。

7 番 　　承知しました。

議長 　　発言もないようですので、議案第 30 号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 　　議案第 30 号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第 31 号は保留となりましたので、次に、議案第 32 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願ひします。

事務局長 **【議案第 32 号朗読】**

申請は13ページに記載のとおり6件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 2班です。整理番号30番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和50年8月15日に父が住宅を建築し現在に至っております。証明基準「2」の「建築物等が設置されている土地」に該当します。令和5年7月31日に、地区担当農業委員立会いのもと現地確認しました。

8番 ただいま職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号31番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、森林です。申請地は、平成5年ころから耕作されない状態が続き、現在に至ります。証明基準「5」の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和5年7月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。整理番号32番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は道路です。申請地は昭和55年に従弟が分家住宅を建築した際、進入路として使用し現在に至ります。証明基準「3」の住宅等への進入路その他日常生活上必要不可欠な通路として使用している土地に該当します。令和5年7月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。整理番号33番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は森林です。申請地は昭和42年ころから、平成21年ころにかけ耕作されない状態が続き、現在に至ります。証明基準「5」の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和5年7月28日に、地区担当農業委員立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。整理番号34番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は森林です。申請地は、祖母の死後、平成13年ころから耕作されない状態が続き、現在に至ります。証明基準「5」の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和5年7月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。

事務局 整理番号35番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。平成20年ころから、耕作されない状態が続き、現在に至ります。証明基準「5」の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和5年7月27日に、地区担当農業委員立会いのもと、航空

写真等を確認していただきました。

1 番 以上、職員から説明がありました5件につきましては、3班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの議案第32号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。他に発言もないようですので、議案第32号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第32号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第33号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第33号朗読】**

申請は15ページに記載のとおり3件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 1班です。整理番号1から3までの3件については、いずれもすでに開設済みの市民農園となります。申請法人が事業をこれまでの事業者から継承することとなったため、再度土地所有者と契約を結び直し、改めて当委員会の承認を得ようとするものです。事業内容に変更はなく、農園利用者及び周辺農家、住民からの苦情等も今のところ特に入っておりません。各市民農園の概要ですが、整理番号1番、葵区の案件です。当初、令和元年11月総会で承認されたものです。事業内容は記載のとおりです。利用者への貸付期間は1年で月6,380円の賃料です。地権者とは5年契約で月10,000円の賃料です。整理番号2番、駿河区の案件です。当初、令和元年9月総会で承認されたものです。事業内容は記載のとおりです。利用者への貸付期間は1年で月6,380円の賃料です。地権者とは5年契約で月10,000円の賃料です。整理番号3番、清水区の案件です。当初、平成30年11月総会で承認されたものです。事業内容は記載のとおりです。利用者への貸付期間は1年で月6,380円の賃料です。地権者とは5年契約で、月30,000円の賃料です。

9 番 以上、職員から説明がありました3件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの議案第33号について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 8 番 それぞれ区画数が同じくらいで、利用者からの使用料も同額ですが、整理番号3

番のみ地権者への賃料が3倍なのには何か理由がありますか。

事務局 金額は地権者との合意によって決定するため、特別この金額に理由があるものではありません。

議長 よろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第33号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第33号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第34号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第34号朗読】**

申出は17ページに記載のとおり4件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号16です。こちらの生産緑地は平成25年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。7月26日に地区担当委員と聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号17です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約80日農業に従事していました。8月1日に地区担当委員と聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号18です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約280日農業に従事していました。7月27日に地区担当委員と聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号19です。こちらの生産緑地は平成26年に追加指定され、故障前、主たる従事者は年間約70日農業に従事していました。8月1日に地区担当委員と聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 ただいまの議案第34号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 水道用地との記載がありますが、この説明をお願いします。

事務局 登記地目で記載をしているため、水道用地となっておりますが、現況は畑となっております。

議長 水道用地ですが、市有地ではないということよろしいですか。

事務局 そうです。市有地ではなく私有地となります。

議長 よろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第34号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 34 号は、原案のとおり承認いたしました。

議 長 ここからは報告事項に入ります。報告第 20 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第20号朗読】**

通知は19ページ、20ページの9件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事 務 局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号 53 番については、ハウスの鉄骨が古くなり、傷みが多くなったため、合意解約しました。整理番号 54 番については、賃借人が高齢になり、耕作ができなくなったため、合意解約しました。整理番号 55 番については、賃借人が体調不良により、耕作ができなくなったため、合意解約しました。整理番号 56 番と 57 番は同一の案件です。耕作者が死亡したため、合意解約しました。整理番号 58 番と 59 番・60 番は同一の案件です。台風 15 号による被災により、農地としての復旧が困難なため、合意解約しました。整理番号 61 番は、規模縮小するため、合意解約しました。

議 長 ただいまの報告第 20 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、報告第 20 号を終わります。

次に、報告第 21 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 21 号朗読】**

届出は 22 ページから 26 ページの 59 件がございました。その内訳は、4 条の転用が 12 件、5 条の転用が 47 件で、5 条の転用の内訳としましては、所有権移転が 43 件、賃借権設定が 1 件、使用貸借による権利の設定が 3 件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 21 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第 21 号を終わります。

次に、報告第 22 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 22 号朗読】**

届出は 28 ページ、29 ページの 23 件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 22 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第 22 号を終わります。  
以上をもちまして、第 5 回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。